

令和8年度「県内IT企業による高等学校向け出前授業」協力企業等募集要領

県では、県内高校生に対してデジタル社会に必要な知識や技術を習得する機会を提供するとともに、県内IT企業への関心を高め、進路選択の幅を広げることを目的として、県内IT企業を講師とした出前授業を実施することとし、本事業に協力いただける企業・団体（以下「企業等」という。）を募集します。

1 企業等の応募資格

- (1) 青森県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 情報システムの設計・開発、ソフトウェアの作成、情報処理サービスの提供、又はこれらに類する業務を行う企業等であること。
- (3) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある企業等や個人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

2 事業の流れ

ステップ1 協力企業等及び授業メニューの募集	
企業等	本要領に基づき、実施可能な授業メニューを作成し、下記6の方法によりご応募ください。
県	各企業等の応募内容をメニュー表として取りまとめ、県内の高校へ情報提供するとともに、県のホームページで公開します。
ステップ2 学校による授業の選択、契約締結	
学校	メニュー表の中から、自校の授業計画等に合った授業（企業等）を選択し、県へ申し込みます。
県	学校の申込内容に基づき実施企業等を決定し、順次業務委託契約を締結します。契約の締結は、6月上旬以降、実施校の決定に準じて行います。
ステップ3 事前打合せ	
企業等・学校	具体的な実施日時や機材の確認など、企業等と学校で調整を行います。
ステップ4 出前授業の実施	
企業等	授業を実施します。 授業終了後、速やかに実施報告書を県にご提出ください。

3 スケジュール

令和8年4月20日（月）まで	協力企業等及び授業メニューの募集
4月下旬頃～6月末頃	メニュー表の公開、実施校の募集（先着順）
6月上旬頃から随時	実施校・委託企業等の決定、委託契約
契約後～令和9年2月末	授業実施期間

なお、予算上限に達しなかった場合に限り、協力企業等及び実施校の追加募集を行う予定です。

4 募集する授業メニュー

(1) 授業時間

1コマ（50分）～3コマ（150分）程度で設定してください。

なお、複数コマの授業を実施する場合、連続での実施又は期間を空けた分割での実施を選択できることとし、具体的な日程については企業等と学校の調整により決定することとします。

(2) 対象校

県内全ての高校（公立・私立を問わず）

(3) 対象者

高校生（全学年）

(4) 内容例

事前に実施した学校向けニーズ調査の結果に基づき、要望の多かった以下のテーマを重点的に募集します。

- ・生成A I の使い方や注意点
- ・生成A I の最新情報
- ・生成A I を活用したプログラミング
- ・情報の信頼性と取扱い方
- ・WEBページなどの情報発信の仕方
- ・現代社会における効果的なプレゼン手法
- ・デジタルツールの活用方法
- ・IT企業の仕事内容（進路選択に役立つもの）
- ・DX人財と働き方

ただし、これらに限定するものではなく、企業の知見を活かした独自性のある提案も広く歓迎します。

また、学校側の多様なニーズに対応するため、同一企業による複数メニューの登録を積極的に受け付けます。

5 予算額（目安）

155,000 円（150 分程度の授業を実施する場合）

※申込学校数や授業時間数等に応じて変動します。

※講師料、交通費、資料作成費等を含みます。

6 応募方法等

（1）応募方法

応募様式（様式 1 及び様式 2）をご記入の上、下記 10 まで電子メールによりご提出ください。

（2）応募期限

令和 8 年 4 月 20 日（月）

7 選定結果と契約締結

（1）選定結果

選定結果は、学校の申込があった企業等に対して、電子メールでお知らせします。

（2）委託契約の締結

ア 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結します。

イ 委託業務の成果等は、原則として県に帰属します。

8 実施結果報告及び委託費の請求

（1）委託業務の受注者は、業務完了後、速やかに業務実施結果報告書を提出する必要があります。

（2）県が実施する完了検査に合格した後、委託費を請求することができます。

9 留意事項

（1）授業の実施企業等は、学校の選択に基づき決定します。希望校がない場合は、実施企業等として登録された場合であっても契約の締結に至らない場合があります。

（2）授業は原則として登録内容に準じて実施するものとしませんが、学校側の要望があり、かつ企業等が対応可能と判断した場合には、双方の協議により内容の一部を変更することを妨げません。

（3）本事業は県からの委託業務として実施するもので、補助金ではありません。

（4）委託業務の実施にあたっては、委託契約書及び仕様書に従っていただきます。また、業務の受託により得られた情報等については、業務終了後も守秘義務があります。

（5）委託費による財産の取得は認められません。

（6）本事業の取組状況や成果については、県のホームページや広報紙等で随時公開する場合があります。

10 問合せ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1（県庁南棟3階）

青森県総合政策部DX推進課 産業・しごとDXグループ

電話：017-734-9418（グループ直通）

電子メール：dxsuishin@pref.aomori.lg.jp